



試験における注意事項

- 商学部における試験において不正行為があった場合には、当該学期において履修している授業科目のうち、商学演習、教養演習、研究演習Ⅰ・Ⅱを除く全ての成績を0点として評価し、一定期間、副学部長および宗教主事の訓育を受けなければならない。
- 他学部実施の試験において、商学部生による不正行為があった場合にも、商学部に内規により上記の処分が行われる。
- 他学部生についても、不正行為があった場合には、所属学部の内規に従い処分が行われる。
- 以下の行為を不正行為とみなす。
 - 他人に受験をさせること、または他人に代わって受験すること
 - 他人と解答用紙、または教科書・ノート等を交換または貸し借りすること
 - 監督者の許可なく問題用紙、解答用紙を試験場外に持ち出すこと
 - 直接、あるいは電子機器などを用いて、他人と連絡すること、またはそれを試みること
 - 他人の解答をのぞき見たり、書き写したりすること、または他人に自分の解答を見せること
 - 所持品、衣服、身体、机または壁などに書き込みをすること
 - 使用が許可されていない持ち物を指示された場所以外に置く、または所持・使用すること（それを見て解答したかどうかは問わない。また電卓以外の電子機器は時計・電卓の代わりに使用することも認めない。）電卓とは、四則演算およびルート機能のみを有するものを指す。従って、関数電卓等は電卓として認められない。
 - 試験監督者の指示に従わないこと
 - その他、試験監督者および商学部が不正行為と認めたこと

※携帯電話、スマートフォン等がポケットに入っていないか十分に確認すること

【注意】「学習と履修の手引き - 履修編 -」（Ⅲ. 試験・レポート・卒業論文）および「商学部内規」（Ⅱ. 成績評価・試験内規）を併せて参照のこと。